

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

深 川 市

日頃より、市税業務につきましては特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
固定資産税の課税対象となるものには、土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)があります。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を、資産の所在する市町村に申告していただくことになっております。

つきましては、申告書を作成のうえ期限までに深川市役所税務財政課課税係まで提出くださいますようお願いいたします。

なお、「申告の手引き」「申告書」は、深川市のホームページからもダウンロードできます。

提出期限

令和7年1月31日(金)

※郵送またはeLTAX(電子申告)での提出にご協力願います。

提出先 および 問合せ先

深川市役所 企画総務部 税務財政課 課税係 (本庁舎1F)
〒074-8650 深川市2条17番17号
電話 0164-26-2166

申告が 必要な方

令和7年1月1日現在、深川市内に償却資産を所有している、または深川市内の事業所などに償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

申告書の提出について

※ 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ インターネットを利用した申告(電子申告)も可能です。
詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。[\(http://www.eltax.jp/\)](http://www.eltax.jp/)

※ 申告の対象となる資産がない場合や、事業の廃止・解散・移転などの場合でも備考欄にその旨を記入して提出してください。

目 次

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは	2
2 申告の対象となる資産	2
3 申告対象外となる資産	2
4 資産種類別の具体例	3
5 国税との比較	3
6 家屋と償却資産の区部	4
7 リース資産について	4

II 提出する書類

1 申告書	5
2 種類別明細書	5
3 添付書類	5
4 実地調査等のお願い	5
5 不申告または虚偽の申告	5

III 記載例

1 償却資産申告書	6
2 種類別明細書	7
IV 償却資産の評価について	
1 評価額の算出方法	8
2 課税標準及び税額	8
【参考】減価率及び減価残存率表	9

税務課ホームページでも様々な情報を提供していますのでご覧ください。

深川市 税務財政課

検索

I 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などを経営している方や、アパートや駐車場などを賃貸している方、漁業や農業を営んでいる方などが、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品などの固定資産を償却資産といいます。

2. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在に深川市内に所有する資産で、事業のために使用または使用できる状態にあり、かつ、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で、法人税または所得税を課せられない者が所有するものを含みます）が申告の対象となります。

- ①税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- ②償却済みとなった資産（残存価格に達した資産）であっても、現に事業用に供している資産
- ③経営政策等のため、減価償却を行っていない資産
- ④建設仮勘定で経理している資産の内、本年1月1日現在、事業の用に供している資産
- ⑤簿外資産（寄贈によるものなど、帳簿上資産計上していない資産）
- ⑥遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑦未稼働資産（すでに完成しているが、いまだに稼働していない資産）
- ⑧賃借人（テナント等）が取り付けした家屋の内部造作および各種設備など
- ⑨道路運送車両法上の大型特殊自動車で、建設等に使用されるショベルカー、フォークリフト、除雪車、クレーン等
- ⑨ほかの事業者に事業用の資産として貸し付けているもの

※ 償却資産の取得価格とは、引取運賃、荷役料、運送保険料、購入手数料、設計管理費、据付料等の付帯費用も含まれます。なお、消費税を取得価格に含めて税務会計を行っている場合は、消費税を含めた取得価格で申告いただくことになります。

3. 申告の対象外となる資産

- ①自動車税・軽自動車税の課税対象となる車輛
- ②棚卸資産（貯蔵品、商品など）
- ③書画・骨とうなど減価償却を行わないもの。
ただし、複製等のもので装飾的な目的にするものは申告の対象になります。
- ④生物（鑑賞等に使用する生物は申告の対象となります）
- ⑤無形減価償却資産（特許権、営業権、商標権、ソフトウェアなど）
- ⑥繰延資産（創立費、開業費など）
- ⑦少額償却資産
 - ・耐用年数が1年未満の資産又は取得価格が10万円未満のもので、一時に損金に算入したもの。
 - ・取得価格20万円未満のもので、税務会計上3年間一括償却したもの
 - ・税務会計上、売買扱いとするファイナンス・リース資産で、取得価格が20万円未満のもの

4. 資産種類別の具体例

資産の種類		主な償却資産名	
1	構築物	構築物	広告塔看板, 屋外給排水設備, 屋外電気設備, 外構工事, 駐車場設備, 門, 塀, 緑化施設, 庭園, プレハブ物置など
		建物附属設備	受変電設備, 自家発電設備, テナント内装工事や内部造作など
2	機械及び装置	発電機、電動機、ボイラー等産業機械、施盤、ボール盤等、工作機械、化学装置、冷凍装置、コンプレッサー、ベルトコンベア、ブルドーザー等建設作業機械、ポンプ、農業用設備、太陽光発電設備など	
3	船舶	漁船、貨物船、ボートなど	
4	航空機	飛行機、グライダー、ヘリコプターなど	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車等 (0, 00 ~ 09, 000 ~ 099, 9, 90 ~ 99, 900 ~ 999ナンバーの車両) ※自動車税または軽自動車税が課税されているものを除く ~特殊自動車の取扱い~ 農耕作業用自動車...長さ・高さ・幅の基準はなく、最高時速が 35 km以上のもの その他特殊自動車...長さ 4.7m・高さ 2.8m・幅 1.7m、最高時速 15 kmの基準を1つでも超えるもの 上記の基準のものが大型特殊自動車に該当します。 なお、上記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当するため、償却資産の対象になりませんのでご注意ください。	
6	工具・器具及び備品	測量工具、検査工具、家具、陳列ケース、自動販売機、電気冷蔵庫、パソコン、コピー機、金庫、医療機器、理容または美容機器、エアコン、喫茶店・食堂等の備品、娯楽器具など	

5. 国税との比較

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	評価基準上の定率法(国税上の旧定率法)
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	制度あり	制度なし
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価格の5%
改良費(資本的支出)	原則区分評価	区分評価

6. 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）の建築設備には、償却資産の課税対象になるものと家屋の固定資産の課税対象になるものがあります。独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものなどについては、償却資産として取り扱いいます。

また、家屋の所有者と異なる方（賃借人など）が付加施工した内装や建築設備についても償却資産として取り扱いいます。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋評価に含めるもの
受変電設備	自家発電設備・受変電設備など（配線等含む）	—
電灯照明設備	屋外照明設備（家屋と分離しているもの）、ネオンサイン、投光器、スポットライトなど	屋内照明設備（家屋と一体）
電話設備	電話機、交換機などの装置	配線
放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器類	
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器など	消火栓設備、スプリンクラー
ガス設備	屋外配管、特定の生産または業務用の設備	左記以外の設備
給水設備		
空調設備	ルームエアコン、FFストーブなど	家屋と一体の設備
運搬設備	ベルトコンベアー、垂直搬送機など	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・旅館・百貨店など）、寮・病院などの設備	サービス設備以外の設備

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

7. リース資産について

リース資産は、原則として所有者であるリース会社が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱が変わります。

（1）一般的な賃貸借契約

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、貸主（リース会社等）が申告することとなります。

（2）所有権留保付割賦販売契約

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社等）にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときは、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有資産と見なされます。

この場合は社会通念上、借主に申告していただきます。

Ⅱ 提出する書類

1. 申告書

令和7年1月1日現在で、深川市内に所有している資産の取得価格額を記入して提出してください。

なお、前年中に資産の増減のない方、該当する資産のない方、事業所の休廃止・解散・移転や住所・氏名の変更、特例該当資産や非課税該当資産があるなど、特記事項がある場合は【18備考欄】に記入してください。

2. 種類別明細書

資産の増加や、減少がある場合に提出してください。

初めて申告される方は、該当資産を増加明細書に記入して提出してください。

電算申告をされる方は、必ず全資産の明細書を添付してください。

3. 添付書類

特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、仕様書・契約書等の提出が必要となります。

4. 実地調査等のお願い

申告書の受理後、事業をされている方がお持ちの資産内容がわかる「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」等の書類の写しの提出をお願いする場合や、地方税法第353条および第408条の規定により実地調査に伺う場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、実地調査等に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は現年度だけではなく過去5年度分まで遡及して修正することがあります。

5. 不申告または虚偽の申告

該当する資産を所有している方で正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

なお、再三にわたる申告依頼に応じて頂けない場合には、地方税法354条の2の規定により所得税または法人税に関する書類について閲覧を行います。その結果の償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。

※前年度が免税の場合

前年度が免税点未満(課税標準額150万円未満)の場合や、本年度についても免税点未満になると思われる場合でも申告は必ず必要ですのでご注意ください。

1. 償却資産申告書

Ⅲ 記載例

第二十六号様式（提出用）

令和 年 月 日

令和 年度

令和 年 月 日

深川市長殿

令和 年 月 日

令和 年度

令和 年 月 日

受付印

法人番号を記入

該当に○印

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

記入しない

1住所

2氏名

3住所

4氏名

5住所

6氏名

7住所

8氏名

9住所

10氏名

11住所

12氏名

13住所

14氏名

15住所

16氏名

17住所

18氏名

19住所

20氏名

21住所

22氏名

23住所

24氏名

25住所

26氏名

27住所

28氏名

29住所

30氏名

31住所

32氏名

33住所

34氏名

35住所

36氏名

37住所

38氏名

39住所

40氏名

41住所

42氏名

43住所

44氏名

45住所

46氏名

47住所

48氏名

49住所

50氏名

51住所

52氏名

53住所

54氏名

55住所

56氏名

57住所

58氏名

59住所

60氏名

61住所

62氏名

63住所

64氏名

65住所

66氏名

67住所

68氏名

69住所

70氏名

71住所

72氏名

73住所

74氏名

75住所

76氏名

77住所

78氏名

79住所

80氏名

81住所

82氏名

83住所

84氏名

85住所

86氏名

87住所

88氏名

89住所

90氏名

91住所

92氏名

93住所

94氏名

95住所

96氏名

97住所

98氏名

99住所

100氏名

101住所

102氏名

103住所

104氏名

105住所

106氏名

107住所

108氏名

109住所

110氏名

111住所

112氏名

113住所

114氏名

115住所

116氏名

117住所

118氏名

119住所

120氏名

121住所

122氏名

123住所

124氏名

125住所

126氏名

127住所

128氏名

129住所

130氏名

131住所

132氏名

133住所

134氏名

135住所

136氏名

137住所

138氏名

139住所

140氏名

141住所

142氏名

143住所

144氏名

145住所

146氏名

147住所

148氏名

149住所

150氏名

151住所

152氏名

153住所

154氏名

155住所

156氏名

157住所

158氏名

159住所

160氏名

161住所

162氏名

163住所

164氏名

165住所

166氏名

167住所

168氏名

169住所

170氏名

171住所

172氏名

173住所

174氏名

175住所

176氏名

177住所

178氏名

179住所

180氏名

181住所

182氏名

183住所

184氏名

185住所

186氏名

187住所

188氏名

189住所

190氏名

191住所

192氏名

193住所

194氏名

195住所

196氏名

197住所

198氏名

199住所

200氏名

201住所

202氏名

203住所

204氏名

205住所

206氏名

207住所

208氏名

209住所

210氏名

211住所

212氏名

213住所

214氏名

215住所

216氏名

217住所

218氏名

219住所

220氏名

221住所

222氏名

223住所

224氏名

225住所

226氏名

227住所

228氏名

229住所

230氏名

231住所

232氏名

233住所

234氏名

235住所

236氏名

237住所

238氏名

239住所

240氏名

241住所

242氏名

243住所

244氏名

245住所

246氏名

247住所

248氏名

249住所

250氏名

251住所

252氏名

253住所

254氏名

255住所

256氏名

257住所

258氏名

259住所

260氏名

261住所

262氏名

263住所

264氏名

265住所

266氏名

267住所

268氏名

269住所

270氏名

271住所

272氏名

273住所

274氏名

275住所

276氏名

277住所

278氏名

279住所

280氏名

281住所

282氏名

283住所

284氏名

285住所

286氏名

287住所

288氏名

289住所

290氏名

291住所

292氏名

293住所

294氏名

295住所

296氏名

297住所

298氏名

299住所

300氏名

301住所

302氏名

303住所

304氏名

305住所

306氏名

307住所

308氏名

309住所

310氏名

311住所

312氏名

313住所

314氏名

315住所

316氏名

317住所

318氏名

319住所

320氏名

321住所

322氏名

323住所

324氏名

325住所

326氏名

327住所

328氏名

329住所

330氏名

331住所

332氏名

333住所

334氏名

335住所

336氏名

337住所

338氏名

339住所

340氏名

341住所

342氏名

343住所

344氏名

345住所

346氏名

347住所

348氏名

349住所

350氏名

351住所

352氏名

353住所

354氏名

355住所

356氏名

357住所

358氏名

359住所

360氏名

361住所

362氏名

363住所

364氏名

365住所

366氏名

367住所

368氏名

369住所

370氏名

371住所

372氏名

373住所

374氏名

375住所

376氏名

377住所

378氏名

379住所

380氏名

381住所

382氏名

383住所

384氏名

385住所

386氏名

387住所

388氏名

389住所

390氏名

391住所

392氏名

393住所

394氏名

395住所

396氏名

397住所

398氏名

399住所

400氏名

401住所

402氏名

403住所

404氏名

405住所

406氏名

407住所

408氏名

409住所

410氏名

411住所

412氏名

413住所

414氏名

415住所

416氏名

417住所

418氏名

419住所

420氏名

421住所

422氏名

423住所

424氏名

425住所

426氏名

427住所

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

令和 年度		所有者コード		記入しない		数字で記入 1 構築物 2 機械・装置 3 船舶 4 航空機 5 車両・運搬具 6 工具・器具・備品		種類別明細書(増加資産・全資産用)		数字で記入 3 昭和 4 平成 5 令和		所有者名		枚 数	
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	(イ) 取 得 価 額	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) 価 額	課 税 標 準 の 特 例 率 コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要			
01	1		舗装工事	1	4 29 10	1,508,000	15				1-2				
02	2		溶接機	3	5 2 3	120,000	6				3-4				
03	3		無線機	5	4 25 12	470,000	6				1-2	売却			
04			※資産コードの投 資産こととの投 資産番号を記載 してください。			※取得価格 取得価格には次の価 額が含まれます。 ・取引運賃 ・運送保険料 ・購入手数料 ・据付費 ・その他付帯費用					1-2				
05						※圧縮記帳の制度や特 別償却・割増償却(租税 特別措置法)について国 税においては認められ ますが、固定資産税(償 却資産)では認められま せんので、圧縮額を含 めた総体の価額を記入 ください。					1-2				
06											1-2				
07											1-2				
08											3-4				
09											1-2				
10											3-4				
11											1-2				
12											3-4				
13											1-2				
14											3-4				
15											1-2				
16											3-4				
17											1-2				
18											3-4				
19											1-2				
20											3-4				
小計						1,628,000									

次のような事項を記載してください

1.減少資産の減少理由(売却・滅失・移動・その他)

2.課税標準の特例の適用がある資産を取得した場合は、その適用条項

3.耐用年数の変更があった場合は、その時期・旧耐用年数

4.耐用年数の短縮や増加償却がある場合は、その旨の表示

記入不要

注意 「増加事由」の欄は、「1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他」いずれかに○印をつけてください。

Ⅳ償却資産の評価について

1. 評価額の算出方法

固定資産税の償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について評価額を一品ごとに算出します。

前年中に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \frac{(1 - \text{減価率} \div 2)}{(A)}$$

※取得価格に次ページ減価残存率表の(A)欄の率を乗じても同様の値が求められます。

前年前に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度価格} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{(B)}$$

※前年度価格に次ページ減価残存率表の(B)欄の率を乗じても同様の値が求められます。

評価額の最低限度額

評価額は上記の計算方法により毎年減価していきますが、取得価額の5%を最低限度額と定めているため、5%から減価することはありません。

2. 課税標準及び税額

深川市に所在する各資産の評価額の合計が、原則として課税標準額となります。税額は、課税標準額に税率を乗じたものです。(税額の100円未満は切り捨て)

$$\text{税 額} = \text{課税標準額の合計} \times 1.4\%$$

※償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合免税点となり課税されません。

例

	課税標準額
土地	1,051,897
家屋	2,503,020
償却資産	1,897,890 ※1,382,450
合計	5,452,807 ※3,554,917

左表の場合

$$5,452,000\text{円} \times 1.4\% = (76,328)76,300\text{円}$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

左表(※)の場合

$$3,554,000\text{円} \times 1.4\% = (49,756)49,700\text{円}$$

(1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て)

※上記の計算例は固定資産税のみの算出例になります。
土地、家屋は都市計画税(0.3%)についても課税される場合があります。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)			前年中取得 (A)	前年前取得 (B)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
				40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

固定資産税(償却資産)における耐用年数は、総務大臣告示である「固定資産評価基準」で定められており、**減価償却資産の耐用年数等に関する省令**(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

※中古資産を取得した場合の申告について

中古資産を取得した場合も申告が必要です。
耐用年数は見積りによる耐用年数または、次の簡便法による耐用年数を用いることになります。

法定耐用年数を全部経過した資産	耐用年数(年) = 法定耐用年数 × 20%
法定耐用年数の一部を経過した資産	耐用年数(年) = 法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数 + 20%)

なお、これらの計算により算出した年数が2年に満たない場合には2年とします。

※ 耐用年数省令の改正に係る資産の申告について

平成20年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正が行われ、法定耐用年数の見直し及び機械・装置については資産区分の大幅な見直しがありました。平成21年度以後の固定資産税(償却資産)の申告に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ① 改正後の耐用年数は平成21年度分から適用されます。したがって、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出することになります。
- ② 法定耐用年数の見直しがあった資産については、種類別明細書の摘要欄に耐用年数の変更があった旨を記載してください。